佐農第1116号 令和7年10月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐倉市長 西田 三十五

市町村名		佐倉市	
(市町村コード)	(122122)		
地域名		生谷	
(地域内農業集落名)		(生谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月10日 (4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の多くが60歳以上と高齢化が進み、後継者不足が懸念されている。水田は地域の農業者を中心に作付けされ、集落営農組織が転作として小麦、米粉用米、WCSなどを作付けしている。畑は地域に点在し大規模な農地はなく、認定農業者を中心に施設園芸(メロン、トマトなど)が行われている。

今後、担い手不足により集落営農組織をどのように持続発展させていくか課題となっている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田:集落営農組織を中心に集積を進め営農の効率化を図る。用排水設備の整備や圃場の大区画などの検討を進める。当地区は、農業者の多くが60歳以上と高齢化が進み、後継者不足が懸念されている。畑:有害鳥獣の発生原因とならないよう適切な維持管理に努める。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

# (1) 地域の概要

<u>X</u> t	65 ha	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進める。また、担い
手への農地集積を進め、遊休農地の発生を抑制する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けを検討、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化
を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
経営の安定化を図るため、国等の補助事業の活用も含め、必要に応じた用排水施設の改修に向けて地
域の話し合いを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地を斡旋し、相
談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特に無し
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
<ul><li>□ ①鳥獣被害防止対策</li><li>□ ②有機・減農薬・減肥料</li><li>□ ③スマート農業</li><li>□ ④輸出</li><li>□ ⑤果樹等</li></ul>
□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他
【選択した上記の取組方針】
③自動操舵トラクターなどスマート農業機械の導入を検討する
⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地や農道等の適正な管理に務める。
⑧農業用用水路の保全については、近年、気象災害による破損が多いことから、適切な施設管理を行い、維持に努
める。
⑨転作のWCSを行い水田に堆肥を入れて土づくりをする資源循環に取り組む

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

